

# 一般廃棄物（し尿及び生活雑排水） 処理手数料の見直しについて

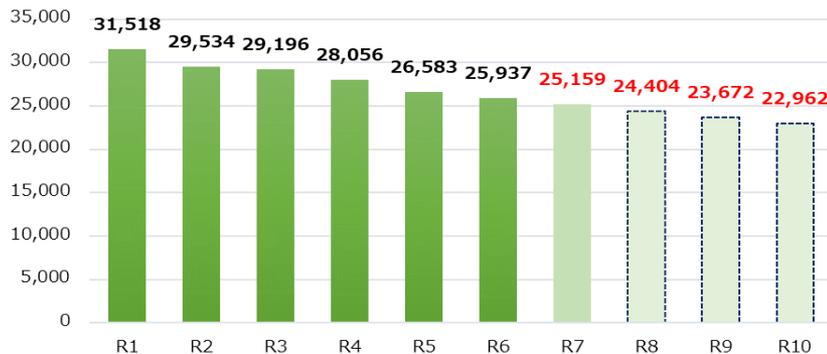
## 1 し尿処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）改定（案）

### ① 収集量推計

(KI)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
し尿 浄化槽汚泥	31,518	29,534	29,196	28,056	26,583	25,937	25,159	24,404	23,672	22,962

し尿浄化槽汚泥収集量 (KI)



R8～10年度の平均

23,679KL



1単位：36Lに換算

657,750単位

◆R元～R6は実績値、R7年度以降はR元からの実績値推移に基づく推計値。

## ②し尿収集車両1台・1か月あたりの収集経費

科目	金額 (円)	構成比 (%)	内 訳
(1)人件費	605,562	50	給与、賞与、諸手当、社会保険料等
(2)福利厚生費	22,364	2	退職積立金、被服費等
(3)車両費	184,360	15	車両減価償却費、公租公課、保険料等
(4)流動費	249,788	21	修繕費、燃料費、消耗品費等
管理経費	138,070	12	事務諸経費 (①～④合計×13%)
合 計	1,200,144	100	

## ③し尿収集経費に基づく改定率算定

(税抜き)					
1台1か月あたり 収集経費 (円) A	稼働台数 (台) B	年間収集経費 (円) A×B×12= C	年間収集量 (単位) D	収集経費 (円) C/D	前回収集経費 (円)
1,200,144	19.31	278,097,368	657,750	422.80	379.37

稼働台数は、各車両の長野市における業務割合と稼働日数の割合から算出。

**収集経費 422.80円×1.1 (消費税10%) =465円 (現行417円)**  
**+48円 改定率11.51%**

## ④し尿処理手数料改定（案）

(円)

区 分		手 数 料	
		現行額	改定額
従量制	1単位36Lまでごとに	417	465
定額制	基本料（1世帯1月につき）	68	75
	人数割料（1人1月につき）	446	497
	月2回以上のくみ取りの場合の加算料	490	546
	便槽2箇所以上の場合の加算料（1箇所につき）	342	381
特別加算料	40m以上60m未満	342	381
	60m以上	472	526

定額制、特別加算料の改定額は現行額×改定率11.51%としたもの。

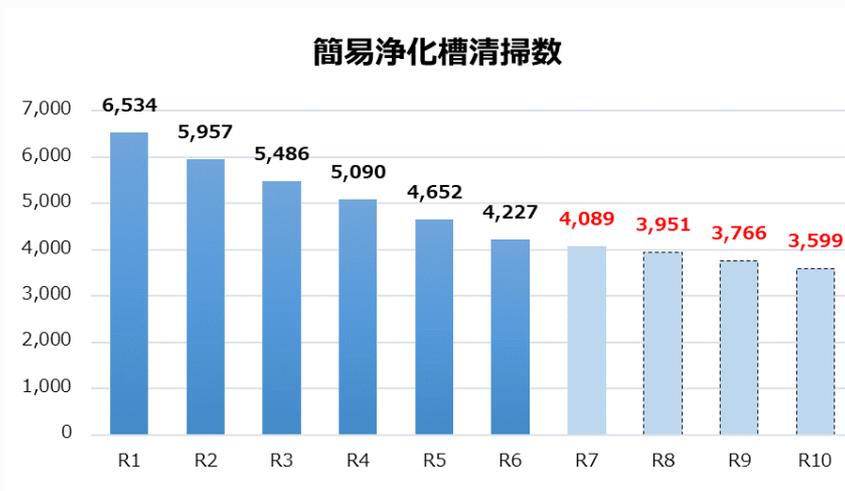
## 2 生活雑排水処理手数料改定（案）

### ① 清掃数推計

(基)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
簡易浄化槽 清掃数	6,534	5,957	5,486	5,090	4,652	4,227	4,089	3,951	3,766	3,599

◆ R元～R6は実績値、R7年度以降はR元からの実績値推移に基づく推計値。



R8～10年度の平均 **3,772基**



## ②生活雑排水収集車両1台・1か月あたりの収集経費

科目	金額 (円)	構成比 (%)	内 訳
(1)人件費	515,972	51	給与、賞与、諸手当、社会保険料等
(2)福利厚生費	18,990	2	退職積立金、被服費等
(3)車両費	213,730	21	車両減価償却費、公租公課、保険料等
(4)流動費	154,080	15	修繕費、燃料費、消耗品費等
管理経費	117,360	11	事務諸経費 (①～④合計×13%)
合 計	1,020,132	100	

## ③生活雑排水収集経費に基づく改定率算定

1台1か月あたり 収集経費 (円) A	稼働台数 (台) B	年間収集経費 (円) A×B×12= C	清掃数 (基) D	収集経費 (円) C/D	前回収集経費 (円)
1,020,132	1.31	16,036,475	3,772	4,251.45	3,520.25

(税抜き)

稼働台数は、稼働日数割合から算出。

**収集経費(1基あたり) 4,251.45円×1.1 (消費税10%) = 4,676円 (現行3,872円)  
+804円 **改定率20.76%****

## ④生活雑排水処理手数料改定（案）

区 分（簡易浄化槽容量）	費用総額 A	市補助金 B	手数料	
			現行額	改定額（A - B）
100 L 未満	2,156	1,078	893	1,078
100 L 以上150 L 未満	2,804	1,402	1,161	1,402
150 L 以上200 L 未満	3,450	1,725	1,429	1,725
200 L 以上50 L ごとの加算額	646	323	268	323

## ◆改定額算定方法（各区分）

現行手数料×改定率 20.76%

現行補助額×改定率 20.76%

} 費用総額 A

・費用総額 A × 1 / 2 = **手数料改定額**、費用総額 A × 1 / 2 = 市補助金 B

◆定期清掃（汚泥の収集運搬）促進により水質保全を図るため、市は費用の5割を補助し手数料を軽減。

◆負担割合5割は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を参考に公益・私益性の度合いを勘案。

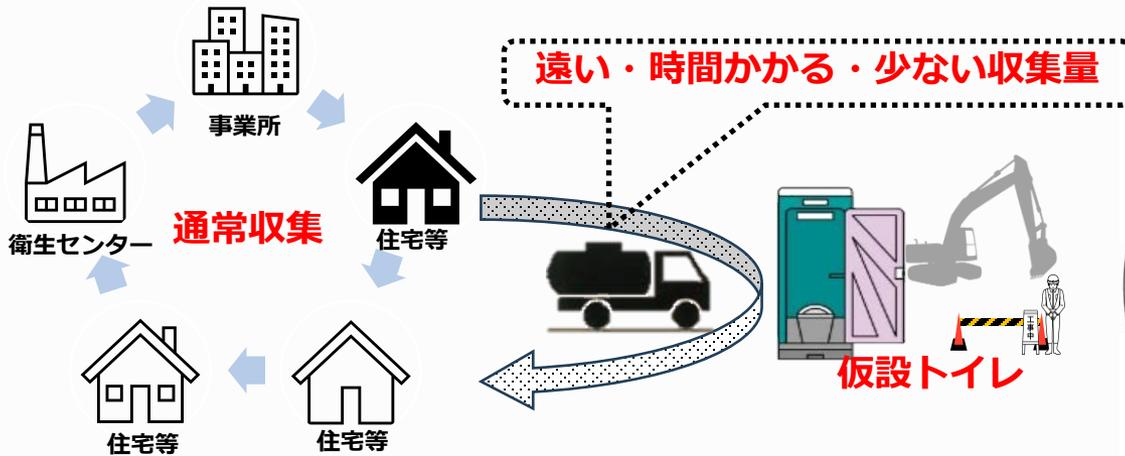
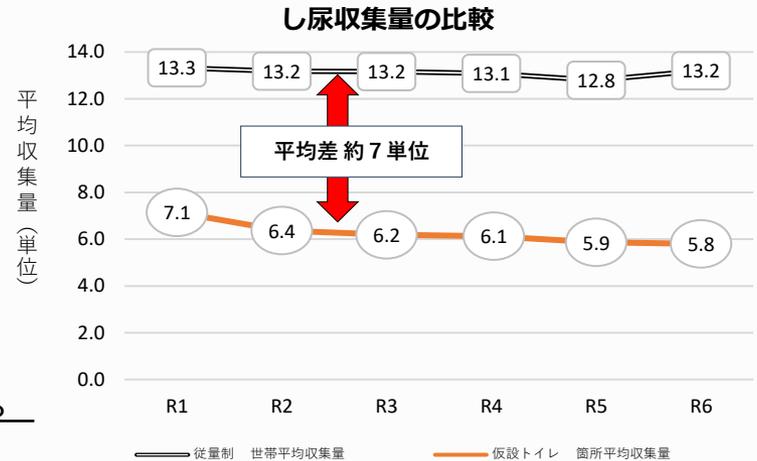
参考《料金比較》下水道世帯 と 改定案し尿・簡易浄化槽世帯（条件：3人世帯で水道口径13mm使用の場合）

下水道世帯		改定案し尿・簡易浄化槽世帯	
使用水量：40m <sup>3</sup> 、水洗トイレの使用割合：21%		使用水量：32m <sup>3</sup> 、簡易浄化槽容量：150ℓ～200ℓ 未満	
市水エリア 14,328円	県水エリア 13,694円	市水エリア 14,452円	県水エリア 13,697円

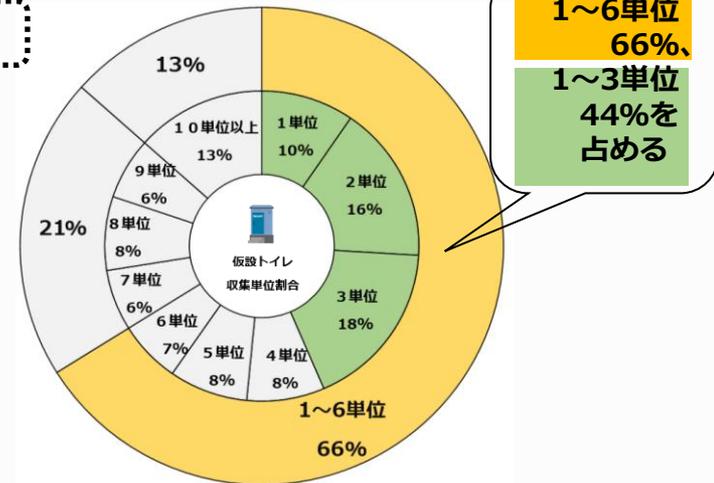
# 3 仮設トイレ特別加算料（臨時収集）算定（案）

## ① 背景

- 仮設トイレの収集依頼は年間約5,500件随時発生。
  - 突発的に作業な上に、収集量も少ない。
    - ・ 通常収集の平均収集量 13単位
    - ・ 仮設トイレの平均収集量 6単位
- 作業にかかる労力・時間に対して手数料額が少額。  
 → 見合う手数料（加算料）の設定が必要。



令和6年度仮設トイレ構成比率



## ②基本的な考え方

- 通常収集と仮設トイレの平均収集量の差7単位分を特別加算料として新設する。  
(仮設トイレも通常収集世帯の収集量と同等に見込むもの。)
- 工事現場やイベント会場等の一時的に設置する仮設トイレを加算対象とする。
- 1箇所あたり作業1回につき従量制の手数料に加算する。
- 複数の仮設トイレが設置されている場合、隣接し車両を移動せず収集できるものを「1箇所」とみなす。

## ③特別加算料 (案)

**7単位×465円/単位 ≒ 3,200円** (※100円未満切捨て)

※試算例

①仮設トイレで6単位収集の場合 (6単位 × 465円) + 3,200円 = 5,990円

②一般世帯(従量制)で13単位収集の場合 13単位 × 465円 = 6,045円

区 分		手 数 料	
		現行額	改定額
従量制	1単位36Lまでごとに	417	465
特別加算料	40m以上60m未満	342	381
	60m以上	472	526
	<b>仮設トイレ1箇所1回につき</b>	<b>-</b>	<b>3,200</b>

※仮設トイレについては、工事・催物等のために一時的に設置されたトイレをいい、し尿収集車両を移動することなく、同一の者の設置する仮設トイレから、し尿をくみ取る場合を1箇所とする。

10月8日	● 第3回審議会（答申案）
10月15日	● 市長へ答申
10月29日	● 部長会議（改正案決定）
12月	● 議会定例会（条例改正案提出）
令和8年4月1日	● 条例施行（新手数料）